

事 務 連 絡

平成23年6月30日

各都道府県障害福祉関係主管課
各障害保健福祉関係団体 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

夏期の電力需給対策に伴う適切な障害福祉サービス等の提供における
障害者自立支援対策臨時特例基金の活用について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
夏期の電力需給対策に伴う障害福祉サービス、障害児施設（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供につきましては、平成23年6月21日付け事務連絡「夏期の電力需給対策に伴う適切な介護・障害福祉サービス等の提供について」においてお知らせしたところです。

今般、これに関連し、障害者自立支援対策臨時特例基金を活用し、下記の支援策を実施することにいたしましたので、お知らせします。

所要の改正通知については追って発出いたしますが、各都道府県におかれましては、管内市町村等に対しまして下記概要について周知していただくとともに、必要な障害福祉サービス等の提供が行えるよう、基金の需要の把握などあらかじめ準備方お願いいたします。

なお、今回の対応は、電力需給対策の一環として、一部の企業等において土曜日及び日曜日（以下「土日」という。）を出勤日として取扱うことに伴い、土日のサービス提供を行う障害福祉サービス事業所等に限って新たに実施するものです。

また、下記の対応のほかに、地域支え合い体制づくり事業（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）や、基準該当生活介護（※）等の活用によるサービス提供が既に可能となっているところですので、併せてご活用お願いいたします。

※ 基準該当生活介護

（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第94条、第94条の2、第95条）

介護保険法による指定通所介護事業者又は指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護又は指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供するもの。

記

1. 通所サービス等利用促進事業の活用について

東日本大震災の影響により、電力需給対策の一環として、一部の企業等において土日を出勤日として取扱うことに伴い、土日のサービス提供を行う障害福祉サービス等の事業所については、取扱いを次のとおりとする。

- (1) 今般の土日のサービス提供のために送迎を実施する場合の助成額は1事業所につき26千円(月額)とする。なお、既に助成されている額とは別に助成を受けられるものとする。
- (2) 助成申請時の直近の送迎実績(週3回以上)及び1回の送迎につき平均利用者数等(10人以上、週3回以上実施)等の要件については、地域の実情に応じた柔軟な運用を妨げないものとする。
- (3) 対象事業所には、基準該当事業所も含むものとする。
- (4) 補助率については、国1/2、都道府県1/4、当該事業所が所在する市町村1/4とする。
- (5) 児童デイサービスについては、従来どおり、通所サービス等利用促進事業によらず、送迎加算を算定する。

2. 土日に開所するサービス事業所への運営費の助成

土日のサービス提供において、一定規模(概ね5人程度)の利用が見込めないものの、サービス需要に対応するため開所を行う障害福祉サービス等の事業所については、運営費の助成を行う。

- (1) 助成額については、1事業所当たりの基準額から土日の報酬額を差し引いた額とする。
- (2) 1事業所当たりの基準額は生活介護事業所が291千円(月額)、児童デイサービス事業所が276千円(月額)とする。その他、対象施設として、障害児施設(通所)、旧法施設を予定しており、基準額は報酬額を参考に設定する予定。
- (3) 補助率については、国1/2、都道府県1/4、当該事業所が所在する市町村1/4とする。なお、障害児施設(通所)の場合は、国1/2、都道府県等1/2とする。

3. 実施時期

平成23年7月1日から(予定)